

企業年金コーナー ⑧

最高裁で勝利が確定した「港湾年金訴訟」について寄稿がありましたのでご紹介します。

「港湾産別年金」の一方的減額は無効

08年10月10日最高裁決定—退職港湾労働者の闘い

02年11月、神戸地裁に提訴した「港湾産別年金訴訟」は05年11月の勝利判決。06年10月の大阪高裁の原告勝訴判決の後、最高裁に上告されていましたが08年10月「上告不受理」の決定がされ、三審全て原告勝訴となりました。

「構造改革」路線の中で、労組の団結力が大きく後退している上、三重・四重の下請け構造の実態と、派遣労働法で、労働基本権や労働条件が著しく後退してきています。港湾年金の減額もこれらの経済政治情勢の中で1997年頃から出されてきていましたが、退職労働者が減額は不当だとして訴訟闘争を起こしたのです。

港湾年金は1962年頃からのコンテナ化・機械化の中での、その雇用・労働対策が求められ、ILO港湾条約などで機械化基金などの設置がされるなどの国際的条約と、以後30年に亘る日本の港湾労働者の闘いによって勝ち取られた港湾産業独自の年金制度です。

港湾産別年金は企業年金ではなく、港湾運送事業者の負担金と船会社・荷主などの利用者の拠出金を財源として、1976年に港湾労使協定で創設されました。支給対象者は企業・常用・日雇いの如何に関わらず港湾現業労働に18年以上従事することで、60歳から15年間支給するというものです。

当初は116,000円で発足し、8回の改定で1993年には30万円に改善させました。その30万円年金を2000年5月分から一方的に5万円を減額し、25万円を支払いをしてきたのです。(支払い機関＝港湾労働安定協会)

業界団体の減額理由は①不況など経済的理由②現職労働団体との労働協約変更を上げていました。しかし地裁・高裁ともに①については制度維持のために減額が必要とは判断されない。②については組合員でな

くなった退職港湾労働者に『「制度改悪」を内容とする、その後の現職労使協定の効力は及ばない』と原告主張を全面的に認めたもので、最高裁もその立場を認めました。

現在の港湾年金受給者は約 15,000 人、そのうちの 7,500 人が原告らと同じく 30 万円年金受給者です。こうした中で私達原告には次の作業が残っています。

- ① 原告 9 名への遡及支払いと今後の受給期間に対して 30 万円での支払い要求。
- ② 原告以外の同一権利者への 30 万円での年金支払い要求。
- ③ 25 万円年金と 30 万円年金の二階層制度を 30 万円への改定。
- ④ さらに港湾年金の改善（日本の港湾年金額は、同じ貨物を取り扱いながら、アメリカ太平洋岸港湾労働者の約 10 分の 1、同一船会社の日本での負担金は 10 分の 1）
- ⑤ 現在の労働条件と雇用環境を作っている、新自由主義経済・規制緩和・中間搾取を認める派遣労働を廃止する運動などが挙げられます。

このうち③④⑤は現職労働者が主に守備範囲とする仕事と思いますが、日本労働者階級の将来のためにもその成功を期待せずにはられません。又退職労働者として出来るだけ参加をしたいものと考えています

港湾年金訴訟 原告 木本 英二
(年金者組合奈良県王子支部支部長)

港湾年金は港湾産業の事業所に通算 18 年間勤務することで、無拠出で、60 歳から 15 年間、30 万円（改定後の退職者は 25 万円）の年金を支給するという制度です。

年金者組合が主張する、「日本在住 10 年・無拠出で、60 歳から終身、月 8 万円支給」という最低保障年金と似ていると思います。

日本経団連は従前から労使合意だけで受給者（退職者）の年金減額が出来るように「規制緩和」を要求しています。

「金融危機」から企業業績の悪化が予想され、更なる企業年金の減額が懸念されます。

年金受給権を守る運動を強めて行きましょう。

文責 中央執行委員 山本 寛